

令和4年度 第1回 宮崎市福祉有償運送運営協議会議事録

(令和4年6月21日開催)

発言者	発言内容
事務局	<p>《1 開会》</p> <p>【委員の紹介】</p> <p>本協議会より委嘱された委員を紹介。</p> <p>宮崎市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条において、協議会の委員の任期は2年とすることが定められている。今年4月末をもって前回委員の任期が満了したことを受け、新たに本年5月1日から2年間、本協議会の委員を委嘱するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮交タクシー株式会社 代表取締役 柳田 幸雄 様 柳田様は本協議会設置要綱第3条第2号の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体としての委員である。【欠席】</li> <li>・一般社団法人宮崎県タクシー協会 専務理事 國村 利広 様 國村様は本協議会設置要綱第3条第2号の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体としての委員である。 なお、前回の協議会後に、「一般旅客自動車運送事業者」と、「一般旅客自動車運送事業者の組織する団体」それぞれの委員委嘱が必要であるとの判断から、今回の委員委嘱より、柳田様においては一般旅客自動車運送事業者、國村様においては一般旅客自動車運送事業者の組織する団体からの委員としてそれぞれご出席いただくこととなった。</li> <li>・一般社団法人 宮崎県理学療法士会 理事 上野 信吾 様 上野様は同要綱第3条第8号の学識経験者としての委員である。</li> <li>・宮崎市ボランティア協会 事務局長 坂本 智子 様 坂本様は、同要綱第3条第3号の住民代表としての委員である。</li> <li>・さんさんクラブ宮崎市 副会長 松本 順子 様 松本様は、同要綱第3条第4号の福祉有償運送の利用が想定されるお立場での委員である。</li> <li>・九州運輸局宮崎運輸支局 首席運輸企画専門官 田中 宏毅 様 田中様は同要綱第3条第5号の宮崎運輸支局長が指名する職員としての委員である。【欠席】 代理出席:尾川運輸企画専門官</li> <li>・宮交タクシー労働組合 事務局長 松浦 一夫 様</li> </ul>

発言者	発言内容
会長	<p>松浦様は同要綱第3条第6号の一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体としての委員である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人 一会 <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長 黒木 健吉 様</li> </ul> </li> </ul> <p>黒木様は同要綱第3条第7号の宮崎市において福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体としての委員である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎公立大学 <ul style="list-style-type: none"> <li>准教授 楠田 剛士 様</li> </ul> </li> </ul> <p>楠田様は同要綱第3条第8号の学識経験者としての委員である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎市福祉部長の藤森 友幸</li> </ul> <p>同要綱第3条第1号の宮崎市長が指名する職員としての委員である。</p> <p>以上、10名の委員で本協議会は構成されている。</p> <p><b>【会の成立】</b></p> <p>本日は委員8名の出席。</p> <p>設置要綱第5条第5項の規定で、協議会は、半数以上が出席しなければ開会することができないことになっている。ついては、本会議が成立していることを報告する。</p> <p><b>《2 会長選出》</b></p> <p>設置要綱第5条第1項の規定により、委員の互選によって決めることになっている。委員からの提案はあるか。</p> <p>( 委員より、「楠田委員を推薦する」との発言)</p> <p>ただいま、楠田委員を会長にとの提案があったが、皆さんいかがか。</p> <p>(異議なし。拍手。)</p> <p>楠田委員、お願いしてもよろしいか。</p> <p>(楠田委員承諾)</p> <p>協議会設置要綱第5条第2項の規定で、会議の議長は会長が行うこととなっているため、これより楠田会長に会議の進行をお願いする。</p> <p><b>《3 議事》</b></p> <p>本日は、報告案件が5件、協議案件が3件となっている。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>報告(1)「令和3年度各事業所実績報告について」</p> <p>●事務局説明</p> <p>令和3年度末時点で14の事業所の登録があり、それぞれ登録利用者数や車両数、移送回数等の実績等について報告をいただいた。各事業者ごとに増減はそれぞれあるが、全体的な実績としては令和2年度を上回っており、コロナ以前の実績と同じくらいになっている。</p> <p>各事業所で行う登録運転手向けの研修を受けた運転手の人数だが、いくつかの事業所において未実施であったとの報告であった。いずれも新型コロナウイルス感染防止で一同に会する研修を行わなかったとのことである。ただし、社会福祉協議会においては、運転ボランティアへ個別の安全運転の指導を行っていただいている。また、巴会においては、LINE等を活用して、運転手に対して安全運転等の周知を定期的に行っているとのことである。空の上においても、研修という形での実施はできなかったものの、運転手の定例的な集まりにおいて、安全運転の啓発を行っているとのことである。</p> <p>事務局としては、今後とも各事業者に対して研修等の実施を依頼するとともに、独立行政法人自動車事故対策機構様より、事業所の管理者向けの研修資料の提供を受けたので、各事業者へ周知し研修の材料としてお役立ていただければと思っている。今回は事故の報告案件はないが、引き続き、運転手安全運転、事故防止について事務局としてもサポートしていきたい。</p> <p>慶明会とMIRAIサポートについては、令和3年度の実績がなかった。この2事業所については、後ほど、報告の4と5において、それぞれ報告する。</p>
会長	報告(2)「車両の減車について」
事務局	<p>●事務局説明</p> <p>3事業所から合わせて5台の報告。</p> <p>減車の理由は、いずれも運転者の退職又は業務の変更によるもの。</p>
会長	報告(3)「車両の入替について」
事務局	<p>●事務局説明</p> <p>3事業者から3台の報告。</p> <p>報告登録運転者による持ち込み車両の入替で、車種や運転者の変更はないため、運転免許証と運転記録証明書情報は記載していない。車両については、保険内容や車検証の期限など、必要な要件を満たしていることを事務局にて確認している。</p>

発言者	発言内容
会長	報告(4)「運送区域の変更について」
事務局	<p>● 事務局説明</p> <p>社会福祉法人 慶明会より、運送区域について、宮崎市と日南市で登録していたものを、日南市のみにするとの申し出があったもの。</p> <p>慶明会については、令和元年度から実績がなく、今回登録更新のタイミングで、宮崎市での運送について登録から削除することとなった。</p> <p>理由は人員不足によるものであるが、宮崎市には利用登録者がいないことから利用者への影響はないとのことである。</p>
会長	<p>報告(5)「福祉有償運送事業の廃止について」</p> <p>● 事務局説明</p> <p>一般社団法人 MIRAI サポートより、福祉有償運送事業を廃止する旨の届出があったもの。</p> <p>MIRAIサポートについては、令和3年度に新規で福祉有償運送の事業所登録を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響で運送実績がなかったようである。利用登録者が14名いらっしゃるが、いずれも現在は福祉有償運送の必要性がなく、廃止による影響はないとのことである。</p>
会長	以上、5件の報告について、何か質問はあるか。
A 委員	MIRAI サポートの福祉有償廃止について、運輸支局への届出を適切に行うよう事務局から指導すること。
事務局	届出について指導を行う。
会長	以上で報告案件を終了する。
	【協議案件】
会長	協議(1)「車両の増車について」
事務局	<p>● 事務局説明</p> <p>2事業所から合わせて6台の申請。</p> <p>巴会からは、登録運転者の増加に伴う持込車両3台の増車申請。運転者の方は過去2年間において免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしている。車両についても、すべて保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。</p>

発言者	発言内容
	<p>宮崎市視覚障害者福祉会からは、登録運転者の増加に伴う持込車両2台のと、法人所有の車いす車両1台の申請が上がっており、いずれも要件を満たしている。</p>
会長	<p>協議(1)「車両の増車について」承認して良い方は挙手を。  (全員挙手)</p>
会長	<p>本件については承認とする。</p>
会長	<p>協議(2)「セダン利用対象者認定について」</p>
事務局	<p>● 事務局説明</p> <p>セダン利用については、福祉有償運送の対象となる人が、福祉車両ではなくセダン車両での移送を希望する場合に、協議会で承認を受けなければならないこととしている。協議会に諮るまでは、事務局にて仮登録を行い、その後の協議会で承認されたのち、本登録を行う。</p> <p>今回は、3事業所からあわせて8名の申請。</p> <p>宮崎市視覚障害者福祉会からは4名の申請。いずれも視覚障がい1級または2級の手帳を所持しており、同行援護サービスを受給している。下肢障がい等はないため、セダン車への移乗が可能で座位も保てるためセダン利用で問題ないと思われる。</p> <p>にこにこ介護サービスから2名の申請。いずれも視覚障がい2級を所持しており、同行援護サービスを受給している。下肢障がい等はないため、セダン車への移乗が可能で座位も保てるためセダン利用で問題ないと思われる。</p> <p>WelfareJackMIYAZAKIからは2名の申請。</p> <p>47歳女性は視覚障がい1級の手帳、56歳女性は療育手帳Aを所持しており、下肢障がい等はないため、セダン利用で問題ないと思われる。</p>
会長	<p>協議(2)「セダン利用対象者認定について」承認して良い方は挙手を。  (全員挙手)</p>
会長	<p>本件については承認とする。</p>
会長	<p>協議(3)「福祉有償運送登録事業所の更新について」</p>
事務局	<p>● 事務局説明</p>

発言者	発言内容
	<p>福祉有償運送では、事業所として登録をしたあと、状況確認や必要性について定期的にチェックする必要があるため、福祉有償運送の有効期間の更新登録をすることになっている。登録の有効期限は原則2年で、重大事故や正命令等受けていない場合は3年となっている。今回は1事業所が更新予定である。</p> <p>特定非営利活動法人 宮崎県障害者支援ここの更新である。前回は令和元年に更新しております。利用者数、車両台数、運送料金は記載のとおり。違反について、1名の運転手に5点の違反がついているが、いずれも運転者登録以前の違反とのことである。</p>
会長	<p>協議(3)「福祉有償運送登録事業所の更新について」承認して良い方は挙手を。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>本件については承認とする。</p>
会長	<p>以上で議事は終了する。</p>
	<p>委員の皆様の活発な協議に感謝する。</p>
事務局	<p>《4 その他》</p>
	<p>最後、「その他」となるが、委員より何かあるか。</p>
事務局	<p>《5 閉会》</p>
	<p>以上で、令和4年度 第1回宮崎市福祉有償運送運営協議会を終了する。</p>